

観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のための
ローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
交付要綱

令和7年3月18日 観観資第289号

(通則)

第1条 観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、特に地方部において、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む際に必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入に要する経費の一部を国が補助することにより、観光コンテンツの持続的な供給及び地域消費の向上に結びつけ、もって訪日外国人旅行者等の消費額の拡大や地方誘客の促進等に繋げることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）」とは、前条の目的を達成するため、必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、特に地方部において、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む事業をいう。
- 三 「補助対象事業者」とは、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。
- 四 「事業計画策定者」とは、地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業計画を策定する者をいう。

(交付の対象等)

- 第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、補助金の交付対象としない。
- 2 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、別紙2に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、速やかに様式第1による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付申請書」（以下「交付申請書」という。）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）の消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1による申請をしなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第3による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の配分について変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

- 2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別紙2に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

四 補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合

- 3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条第1項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

(事業計画策定者・補助対象事業者の変更届出)

第10条 事業計画策定者及び補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第8による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画策定者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合
- 二 補助対象事業者の住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに様式第10による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業遂行状況報告書」（以下「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の2月28日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前二項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日までに様式第11-1による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、翌年度4月1日までに様式第11-2による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付

した条件に適合すると認めたときは、別紙2に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項及び第4項の規定を準用する。

（交付決定の取消及び補助金の返還命令）

- 第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13-1による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）概算払請求書」又は様式第13-2による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第14による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）の消費税等の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第15による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）の取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

- 第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

- 第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。）に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

- 第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿、証拠書類及び補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和7年度予算から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 2

補助対象事業者	補助対象経費	補助率等
地方公共団体、登録 DMO、候補 DMO、民間事業者等	特に地方部において、観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、地域特性等に応じ、地域一体となってローカルガイド人材の持続的な確保・育成に総合的かつ戦略的に取り組む際に必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入に要する経費。 なお、設備・備品の購入に要する経費には、オペレーション改善・効率化、ガイド供給量の可視化及びマッチング等のシステムの整備に要する経費を含む。	補助率 1 / 2 (上限 10 百万円)

注 1 : 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。

注 2 : 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

注 3 : 補助対象経費に係る消費税等のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税等相当分については、補助対象としないものとする。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
交付申請書

標記補助金について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業名及び内容

「- 申請事業名 -」

☐既存施設等の改修・整備

☐設備・備品の購入

（該当するものに☒)

2. 補助対象事業の開始及び完了予定年月日

交付決定日～令和 年 月 日

3. 交付申請額

円

4. 関係書類

（1）事業概要（申請書）

（2）補助対象事業者の規約等

（3）本事業に係る収支計画

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
の消費税等の額の取扱いについて

標記補助金について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の消費税等の額の取扱いについて申請します。

記

1. 事業者種別 ※消費税等の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。

(課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者) に該当します。

補助対象期間	交付決定日	～	令和	年	月	日			
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税等確定申告書期限	令和	年	月	日					

2. 補助金申請額相当額

円

3. 消費税等仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

4. 補助金申請額（2. － 3.）

円

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第7条第3項の規定に基づき、届出します。

記

1. 変更事項
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）
4. 変更した日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第8条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の交付決定額 円

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき取り下げたいので、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第9条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

2. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
補助対象事業者等の変更届出書

標記について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注）下線部が変更部分

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき中止（廃止）したいので、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第11条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業の中止（廃止）理由
2. 補助対象事業の中止（廃止）時期
3. 中止（廃止）する事業の内容
4. その他参考となる書類

第
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
補助対象事業遂行状況報告書（第 四半期）

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の遂行状況について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第12条第1項の規定に基づき、第 四半期分を下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況

実施計画	補助対象経費（A）	円
	補助金の額	円
○月末 出来高	事業費（B）	円
	補助金の額	円
進捗率（B/A）		%
備考		

- (注) 1 「実施計画」の欄には、様式第2の記の額を記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記載すること。

2. 事業開始年月日

令和 年 月 日

3. 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4. 関係書類

- (1) 補助対象事業の遂行状況及び明細
(2) 今後の四半期ごとの実施計画・スケジュール表

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名

2. 補助対象事業の完了年月日
令和 年 月 日

3. 補助金額

円

補助対象経費	円
交付決定額	円
実施額	円
補助金額	円
備考	

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 関係書類

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類
- (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名

2. 補助対象事業年度終了実績

補助対象経費	円
交付決定額	円
実施額	円
補助金額	円
備考	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3. 関係書類

- （1）補助対象経費の支払いを証明する書類
- （2）補助対象事業の実績
- （3）翌年度以降の補助対象事業の遂行に関する計画
- （4）その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金
（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）
の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった標記補助金については、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助対象事業名

2. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 円

補助金の額 円

第
令和 年 月 日 号官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿住 所
名 称
代表者名令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定(変更)通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他:) 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注) 1 上記 5. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。

2 上記 6. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例: ○○農業協同組合)を記入すること。

3 上記 7. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。

4 上記 8. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者(会社・部署名):
(氏 名):
(連 絡 先):担 当 者(会社・部署名):
(氏 名):
(連 絡 先):

第 令和 年 月 日 号

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金		円				
2. 概算払受領済額	金		円				
3. 今回請求額	金		円				
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 ー)					
	フリガナ						
	氏名						
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他：						

(注) 1 上記 4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
2 上記 5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
3 上記 6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
4 上記 7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：
担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
の消費税等の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象経費の消費税等について、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業者種別 ※消費税等の取扱いについて該当する箇所には○をつけ、事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

2. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書（交付要綱第14条）により通知した額）

円

3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税等の額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額（4.－3.）

円

令和 年度観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）

取得財産管理台帳（令和 年度）

取得者の氏名・ 名称	財 産 名	規 格	数 量	単 価 (単位：円)	金 額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保 管 場 所	備 考

(注) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
補助対象事業財産処分等承認申請書

標記補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供)をしたいので、観光振興事業費補助金(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業) 交付要綱第20条第2項の規定により申請します。

記

1. 補助対象事業名

2. 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等)

財産等の 種類	財産等の名称	数量	取得価格(単位:円)		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供)を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金
(地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業)
補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、観光振興事業費補助金（地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業）交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名

2. 補助金の確定通知額及びその年月日

確定通知額 円
確定通知年月日 令和 年 月 日

3. 補助対象経費の合計額

円

4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日

返還額 円
返還年月日 令和 年 月 日

5. 収入金の合計額
(内訳)

6. 納付すべき金額及びその年月日

納付額 円
納付年月日 令和 年 月 日

7. 納付すべき金額の算出基礎